

平成 15 年 9 月 10 日

公正取引委員会 事務総局
経済取引局取引部企業取引課 御中

社団法人 情報サービス産業協会
会 長 佐藤 雄二郎

「下請代金支払遅延等防止法施行令の一部を改正する政令案」に対する意見

平成 15 年 8 月 27 日に貴委員会が発表された「下請代金支払遅延等防止法施行令の一部を改正する政令案」(以下「政令案」という)に対し、下記のとおり意見を申し上げます。

記

以下の 3 点について、今後貴委員会が公表する省令、規則または下請取引適正化推進講習会テキスト等で明示していただきたい。

1. 政令案第 1 条第 1 項について

「プログラム」の定義・範囲を具体的に明らかにしていただきたい。例えば、以下のような情報成果物について、「プログラム」に含まれるか否かを明示していただきたい。

- (1) 「コンサルティングレポート」「仕様書」「設計書」等、プログラム作成の前提となる情報成果物。
- (2) 連結テスト、総合テスト、ユーザ受入テスト等、下流工程の情報成果物
- (3) ソフトウェアの保守において、パッチソフトの提供、バグの修正作業の提供、という形で作成・提供される情報成果物。
- (4) CD-R 等の作成 (プログラムが含まれる場合、含まれない場合)。

2. 政令案第 1 条第 2 項第 3 号について

「情報処理」の定義・範囲を具体的に明らかにしていただきたい。例えば、以下のような役務について、「情報処理」に含まれるか否かを明示していただきたい。

- (1) システム (ソフトウェア、ハードウェア及びネットワーク) に関する運用業務 (データ入力、運転・監視、出力、管理、問い合わせ対応等)。
- (2) ハードウェア保守の仲介業務 (ユーザーから保守業務を受注し、障害発生時に障害発生原因を確認の上、修理はメーカーまたは販売代理店に再発注する業務態様)。
- (3) ヘルプデスク、コンタクトセンター。
- (4) ビジネスプロセスアウトソーシング (情報システムを使うもの、使わないもの)。

3. 政令に定める情報成果物作成委託及び役務と、それ以外の情報成果物作成委託及び役務が組み合わされた委託取引の場合、いずれの資本金基準が適用されるのか明らかにしていただきたい。

(情報成果物作成委託の例) コンサルティング・システム化計画・設計とプログラム開発を一括して委託するシステム・インテグレーション型の委託取引

(役務提供委託の例) システム運用業務等「情報処理」に含まれる業務とそれ以外の業務を一括して委託するアウトソーシング型の委託取引

以上

連絡先：社団法人情報サービス産業協会 調査企画部 田畑 浩秋

〒135-8073 東京都江東区青海 2-45 タイム 24 ビル 17 階

TEL:03-5500-2610 FAX:03-5500-2630 EMAIL:htabata@jisa.or.jp